

○厚生労働省告示第十八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月一日から適用する。

平成二十七年一月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三第二十号を次のように改める。

二十 削除

第三に次の二号を加える。

五十六 リツキシマブ点滴注射後におけるミコフェノール酸モフェチル経口投与による寛解維持療

法 特発性ネフローゼ症候群（当該疾病の症状が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者

に係るものであつて、難治性頻回再発型又はステロイド依存性のものに限る。）

五十七 内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は喉

頭がん（TNM分類がTis、T1又はT2、N0及びM0である患者に係るものに限る。）